

■要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1					資料一覧	本日現在配布されていない「資料8：事業者が設置する備品等一覧」及び「資料11：(仮称)東地域文化施設 多目的棟イメージパース」については、別途質問の機会を設けていただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問回答のスケジュールについては資料公表時に示します。
2	5	第1	5		用語の定義(事業者)	「選定された応募者のうち構成企業」とありますが、応募者(応募企業グループ)の内訳はすべて構成企業に分類されますので、これは「選定された応募者の構成企業」を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	13	第2	2	i) (1) ⑥	敷地の地質及び地盤	「資料3ボーリングデータ」には、西地域文化施設敷地のボーリングデータが添付されていませんので、開示していただけますでしょうか。また、「資料13大井中央公民館建設工事(建築・構造)の最終頁に地質調査の資料が添付されていますが、これを資料3に代わるものとして取扱ってよろしいでしょうか。	前段については、資料2のファイルに含まれています。後段については、資料3と同一の資料となりますので、ご理解のとおりです。
4	14	第2	2		基本要件	上下水・緑化・インフラ等、担当所管と協議を行うこととありますが、提案書作成中に実施しても良いという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
5	15	第2	2	ii) (1) ①	基本事項(表：事業対象敷地面積)	東側敷地(公園)の外構整備が本事業に含まれておりますが、東側敷地の整備に係る要求水準等を示していただけますでしょうか。	修正後の要求水準書第2, 3, ii) (5) ①イをご参照ください。
6	16	第2	3		建築施設整備要件	各部門ごとの配置職員数(常時・最大・昼夜)をご提示ください。	現在管理運営計画を作成中ですが、文化施設の事務室には10人程度、図書館事務室には14人程度を想定してください。
7	20	第2	3	i) (5) ②	駐車場	バス乗降スペースを想定していますが、路線バスか団体バスのどちらを想定すればよろしいでしょうか。	団体バスを想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	20～32	第2	3	i) (6) ①～⑥	施設概要	各部門構成の面積と計画面積の違いは、概数として①を上限値②を下限値と想定し、総延床面積の増減10%を厳守するという理解でよろしいでしょうか。	各諸室の面積は、想定規模に「●㎡程度」とあるものは「機能上支障がない範囲で最低5%減まで」とし、「●㎡以上」とあるものは「最低●㎡以上確保」した上で総延床面積を7,580㎡の増減10%としてください。 ただし、機械室の想定面積(1,130㎡)について、機器性能やメンテナンス等に支障のない範囲で一部屋上設置とすることで、想定面積(1,130㎡)より10%以上削減できる場合、総延床面積が7,580㎡を10%以上下回ることも可とします。(ただし、「①諸室の構成」の機械室以外の合計面積が想定面積(6450㎡)より10%以上下回ることは不可とします。)なお、屋上設置とする場合は騒音に配慮してください。
9	21	第2	3	i) (6) ①	諸室の構成	機械室の面積は1,130㎡(適宜)とされていますが、設備機器の屋外設置等により機械室の面積を大幅に削減してもよろしいでしょうか。また機械室の大幅削減が可能な場合、延床面積が増減10%の範囲を逸脱する可能性があります。これは要求水準を逸脱するものではないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問への回答No.8をご参照ください。
10	21	第2	3	i) (6) ②	創造・育成部門(コミュニティ・公民機能)の計画	会議室の16ミリフィルム映写機は既存施設の映写機を活用せず、備品として新たに購入するのでしょうか。	16ミリ映写機は既存施設の映写機を使用します。
11	21	第2	3	i) (6) ②	創造・育成部門(コミュニティ・公民機能)の計画	会議室で「図書館主催の映画会…(16ミリフィルムを含む。)」との記載がありますが、DVD等を再生可能な一般的な再生機器と別で、16ミリフィルム専用の再生機器を設置することでもよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問への回答No.10を参照してください。
12	22	第2	3	i) (6) ②	創造・育成部門(コミュニティ・公民機能)の計画	スタジオに整備する録音機器ほどの程度の機器をお考えでしょうか。	令和元年11月1日に公表した「資料8 事業者が設置する備品等一覧」をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
13	22	第2	3	i) (6) ②	創造・育成部門（コミュニティ・公民機能）の計画	調理室に設置する調理台はIHコンロでも宜しいでしょうか。	IHコンロを可とします。なお、IHコンロとする場合も天板等で蓋をし、会議室利用として支障がないようにしてください。
14	22	第2	3	i) (6) ②	創造・育成部門（コミュニティ・公民機能）の計画	和室の炉は電気炉をお考えでしょうか。	電気炉だけでなく、炭も使用します。詳細については令和元年11月1日に公表した「資料8 事業者が設置する備品等一覧」をご参照ください。
15	23	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	800席以上となっておりますが、具体的に必要としている座席数があればご提示ください。	ホールの座席数については可能な限り多く設置してください。
16	23	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	敷地の条件として、15mを超える場合は建ぺい率が40%になります。ホールの条件にフライタワーの高さが示されていませんが、高さの条件があればご提示ください。	条件はありませんが、隣接地に配慮し設計を行ってください。
17	24	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	舞台、舞台まわりにスノコ（ぶどう棚）を設けられるようにする。とありますが、本事業では設けなくても良いと理解してよろしいでしょうか。	本事業で設けてください。
18	24	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	搬入ヤードはトラックが駐車した状態でシャッターが下ろせるようにし、とありますが、車両は横付け・縦付けの、どちらでお考えでしょうか。	要求水準書記載のとおり、後ろからと横からの搬入、いずれにも対応できるのであれば、いずれも可とします。
19	25	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	楽屋（小）のユニットシャワー、トイレは各室それぞれに設ける必要があるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	25	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	楽屋（大）の可動間仕切りは、置き型ローパーテーションやカーテンでの代用は不可でしょうか。	不可とします。
21	26	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	楽屋トイレ、シャワー室にて、利用者に応じた便器数、シャワー数とありますが、どの位の利用者を想定されているか、ご教示ください。	想定規模（面積）を示していますので、その範囲内で計画してください。
22	26	第2	3	i) (6) ③	ホール部門の計画	洗濯室に設ける、洗濯機並びに乾燥機は、家庭用・業務用どちらでお考えでしょうか。また、台数は何台位を想定されているのでしょうか。	家庭用で構いません。台数は1台を想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
23	26	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	図書館を複層配置する場合、階段等の縦動線は図書館部門内に専用に設ける必要はなく、共用部分を経由してもよいと考えてよろしいでしょうか。	一般利用者が利用する部分が複層階にまたがる場合は、専用の階段を設置してください。
24	26	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	蔵書は新たに購入する分が含まれているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	27	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	来館者が利用できる手荷物用ロッカーは何人位を想定されているかご教示ください。	令和元年11月1日に公表した「資料8 事業者が設置する備品等一覧」をご参照ください。
26	27	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	書架収容力（収容可能冊数）はどの位で設定されているかご教示ください。	各利用者の使い勝手や、共用部からの見通しの確保等に配慮した上で事業者の提案に委ねます。
27	28	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	一般図書コーナーにおける、貸し出し用タブレットは事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	貸し出し用タブレットは事業範囲とします。詳細については、令和元年11月1日に公表した「資料8 事業者が設置する備品等一覧」をご参照ください。
28	28	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	児童図書コーナーにおける、専用カウンターに設置する各パソコンは事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	29	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	閉架書庫において、できるだけ多くの書架等を保存・保管できる棚計画とありますが、想定されている書架数や、その他の収納物をご教示ください。	閉架書庫は集密書架を想定しています。詳細は事業者の提案に委ねます。
30	29	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	インターネットコーナー等で「※上記パソコンについては、市が用意する。」との記載がありますが、この指す内容は、「オンラインデータベース用パソコン、インターネット検索用パソコン、蔵書検索用パソコン」全てを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	31	第2	3	i) (6) ④	図書館部門の計画	上福岡図書館と同じICタグ（HF帯）を利用とありますが、蔵書すべてを貼りかえるのでしょうか。そうであった場合、その業務は事業対象外ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	31	第2	3	i) (6) ⑤	交流・憩い部門（共用部）の計画	カフェカウンターにおいて、就労継続支援B型事業所の方々の休憩室や更衣室は設置しなくてもよろしいのでしょうか。	カフェカウンターで従事する就労継続支援B型事業者の休憩及び更衣に使用する部屋を用意してください。管理部門ロッカー室及び会議室（管理用）を供用することも可能とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
33	32	第2	3	i) (6) ⑥	管理部門の計画	ロッカー室および作業員控室は何人位を想定されているかご教示ください。	ロッカー室は60人程度、作業員控室は10人程度を想定しています。
34	32	第2	3	i) (6) ⑥	管理部門の計画	作業員控室に設置する洗濯機は、ホール部門で設定されている洗濯室を活用することは不可でしょうか。	故障した際に帰責（利用者または日常清掃等の受託者のいずれの責によるか）が判断し難くなるため、別途としてください。
35	33	第2	3	ii) (1) ②	調和のとれた、一体性のある外観、内観	第三庁舎との外観的調和に配慮とありますが、第三庁舎の計画、配置、外観がわかる資料を提示願います。	第三庁舎は（仮称）東地域文化施設多目的棟と調和した外観を計画しています。（仮称）東地域文化施設多目的棟を参考にしてください。
36	36	第2	3	ii) (6) ②	緒室条件	300席以上となっておりますが、具体的に必要としている座席数があればご提示ください。	ホールの座席数については可能な限り多く設置してください。
37	36, 37	第2	3	ii) (6) ①②	諸室の構成 諸室条件	各部門構成の面積と条件面積の違いは、概数として①を上限値②を下限值と想定し、総延床面積の増減10%を厳守するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問への回答No. 8をご参照ください。
38	38	第2	3	ii) (6) ②	諸室条件	東地域文化施設の荷解作業場は、外部設置と考えてよろしいでしょうか。	荷解作業場は屋外としてください。
39	42	第2	5	(1) ④イ	携帯電話設備	「携帯電話については…ただし、ホール内では公演中に携帯電話が使用できないように携帯電話等機能抑止装置を設置し、…」との記載がありますが、携帯電話等機能抑止装置の使用に際して、電波法第4条による総務大臣の免許を受けることが必要かと存じますが、貴市にて取得するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。必要に応じて申請書類作成支援を行って下さい。
40	42	第2	5	(2) ④ウ	テレビ共同受信設備	テレビ共同受信設備において、CATV（J：COM川越）の導入は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	43	第2	5	(2) ⑤	受変電設備	受変電設備は電気室に設置とありますが、屋外仕様として屋上等へ配置する計画は可能でしょうか。	機器の耐久性やメンテナンス性に配慮したものである限りにおいて、可とします。
42	43	第2	5	(2) ⑥	自家発電設備	自家発電設備は、西・東文化施設の両施設に、同基準の設備をそれぞれ設ける必要があるのでしょうか。	「資料6 必要諸室設備等性能水準」で指定する諸室の設備が1日間程度、稼働できる容量の自家発電設備をそれぞれ設置してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
43	45	第2	5	(3) ⑤	自動制御設備	自動制御設備や中央監視装置によって、維持管理業務責任者や業務従事者の削減を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	業務従事者の配置は事業者の提案に委ねますが、効率のよいメンテナンスが行えることを趣旨としています。
44	45	第2	5	(4) ②	衛生器具設備	防災用トイレに関して「1・2階のトイレの大便秘器の1つは上水管直結とし」との記載がありますが、「下水道直結」の誤りではないでしょうか、ご確認の程お願いいたします。	受水槽を設けた場合、停電時に給水ができなくなるため、少なくとも「1・2階のトイレの大便秘器の1つは上水管直結」としています。
45	46	第2	5	(4) ⑤	給湯設備	給湯を要する諸室をご教示ください。	「資料6 必要諸室設備等性能水準」に示したとおりです。
46	46	第2	6	①	基本的事項	ホール設備は「多様な演目に対応」とありますが、参考までに既存ホールの年間利用実績等をご教示ください。	利用実績は用途で分けたものではありません。従来の市主催事業については、管理運営計画（骨子）を参照してください。ただし、本施設は文化施設として生まれかわることから、従来のような登録団体のリピート利用、社会教育を目的とした事業だけではなく、個人やグループに広くご利用いただき、文化芸術や生涯学習等の自主事業を充実させる方向で管理運営計画を検討しています。
47	47	第2	6	③④	舞台照明設備・舞台音響設備	③舞台照明設備・④舞台音響設備において、納入時点での最新機器を設置とありますが、提案時と機器サイズや重量、設備容量や価格に差異がでる可能性があります。納入時ではなく、提案時に修正いただけますでしょうか。	設計協議において市に確認しながら、差異が事業に支障をきたさない範囲で、最新の機器への更新をしてください。
48	49	第2	9	(7) ②	実施設計	設計施工一括契約である本事業においては、一般的に積算数量調書、数量拾い書及び積算の根拠となった資料の提出は不要と考えます。また、類似のPFI、DBO案件で、数量調書を提出した事例はありません。実施設計終了時に提出する工事費内訳書で数量等が示されますので、積算数量調書、数量拾い書及び積算の根拠となった資料の提出は不要としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
49	50	第2	10	(3)	基本要件	現時点で判明している、工事車両規制などがあればご教示ください。	現時点では特に想定はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
50	53	第2	10	(6)①イ	事業者による自主完成検査	「自主完成検査…実施日の14日前に市に書面で通知すること。」との記載がありますが、通知日が土日祝日の場合その日の通知が難しいため、「14日前までに」と変更頂けないでしょうか。	「14日前までに」に修正します。
51	55	第2	11		備品等整備業務	既存施設の備品活用ないと考えてよろしいでしょうか。	16ミリ映写機及びレーザーディスク、蔵書検索用パソコンを除き、既存施設の備品活用はありません。あわせて、要求水準書に対する質問No.10もご参照ください。
52	55	第2	13	②	解体・撤去工事の範囲	解体・撤去工事の範囲において、既存杭は新築建物に支障をきたす杭のみとすること可能でしょうか。	令和元年9月2日に公表した要求水準書（案）に対する質問への回答No.43をご参照ください。
53	55	第2	13	②	解体・撤去工事の範囲	什器備品の撤去も解体工事範囲となっていますが、廃掃法上、撤去できません。什器備品については市にて事前に撤去して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、事業者は排出事業者（市）による書類作成等が必要な場合は協力してください。
54	57	第3	2	(2)	業務の対象範囲	「東地域文化施設については、西側・東側隣接地の一部の維持管理を対象とする」とありますが、一部とはどこを対象とするのか、ご教授願います。	維持管理対象面積は、要求水準書公表時に配布した資料2及び3に示す東地域文化施設「管理対象範囲」をご参照ください。なお、線が見えにくいところがありますので令和元年10月31日に修正版を公表しています。
55	58	第3	2	(4)①ア	維持管理業務責任者及び業務従事者	事業者は、維持管理業務全般の指示及び管理を行う「維持管理業務責任者」の他、維持管理業務の各業務を行う「業務従事者」を定める。となりますが、現地常駐でしょうか。	維持管理業務責任者及び業務従事者については、現地常駐は事業者の提案に委ねます。
56	58	第3	2	(4)①ウ	維持管理業務責任者及び業務従事者	事業者は、業務の一部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により市の承諾を受けるとありますが、定義においては事業者は構成企業及びSPCを指すことから、SPCから業務を受託した構成企業が、その業務の一部をさらに委託する場合にも市の承諾が必要なのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
57	59	第3	2	(7)⑤	業務実施上の留意点	臨機の措置に要した費用について、当該臨機の措置が市の事由による場合は、市が負担すると思いますが、運営者の事由や、運営業務に起因する利用者の管理不足による場合などの費用負担は、どのようになるのでしょうか。事業者側の費用負担は、事業者の業務に不備があった場合に限定していただけないのでしょうか。	前段について、運営者及び利用者の事由による場合は、市の事由によるものに含まれます。後段については、原案のとおりとします。
58	60	第3	2	(11)	業務報告書	各業務の報告書の作成ですが、日常、月次報告書に関しても、本事業で作成する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	61	第3	2	(13)①	負担区分	施設の破損に対する補修等については、市の事由によるもの以外は原則事業者の負担とすると思いますが、運営者の事由や、運営業務に起因する利用者の管理不足による場合などの負担は、運営者の負担としていただけませんか。	運営者及び利用者の事由による場合は、市の事由によるものに含まれます。
60	61	第3	2	(14)②	火災保険	引渡し後、貴市にて本施設の共済保険に加入されると思いますが、加入される予定の共済・保険の内容についてご教示ください。貴市が、左記の共済保険に加入され、事業者においても火災保険に加入する場合、重複保険となると考えますが、貴市が共済保険に加入する場合、事業者は普通火災保険以外で同等の効果のある保険に加入することとして宜しいでしょうか。	前段については、公益財団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入し、建物等の火災、風災、水災などに対応します。後段についてはご理解のとおりですが、本施設の再調達価格を補償額とすることとしてください。
61	61	第3	2	(15)①	事業期間終了時の対応	経年劣化は許容するとありますが、要求水準書で定める本施設の性能や機能は最新の機種ではなくなります。また、法改正等による建物基準等も現時点では推測できません。これらに関しては、除外する旨の文面を追記いただけますでしょうか。	法令変更については、維持管理委託仮契約書(案)第31条3項に示すとおりです。
62	62	第3	3	(3)①ア	各種マニュアルの整備	「開館記念イベント」との記載がありますが、イベントは市が主催し、事業者には業務は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	開館イベントは市が主催しますが、それに伴って発生する本施設の維持管理業務は本事業の業務範囲です。
63	62	第3	3	(3)④	パンフレットの作成	開業準備業務において、施設案内パンフレットの作成が含まれていますが、設計・建設・維持管理業務とは異なるかと思われます。資料等の提示協力は致しますが、基本的には、事業対象外としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
64	62	第3	3	(3)④	パンフレットの作成	作成するパンフレットのサイズ、頁数ほどの程度を想定されていますでしょうか。	A4サイズ、東西の文化施設を合わせた施設案内パンフレットで10ページ程度を想定しています。
65	64	第3	5	(3)①ア	運転・監視	実際の空調等は、利用の有無、利用者数等によって、日時によって大きく異なると思われ、運営者の裁量により操作するのではないのでしょうか。 事業者は適正に作動しているか監視をすれば良いと理解して宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	65	第3	5	(3)③イ	定期点検	「点検により設備が正常に機能しない場合、迅速に対応すること」とありますが、想定以上に利用頻度が多く、利用によって設備機能以上の負荷がかかり設備異常が見受けられた場合も、本事業の負担となるのでしょうか。	本事業の業務範囲です。
67	67	第3	7	(3)②	植栽	日常的に行う植栽への水やりは、日常清掃と同様に指定管理者が行うとの解釈でよろしいでしょうか。	植栽管理は本事業の業務範囲です。
68	68	第3	8	(3)ウ、エ	基本要件	警備方法に関して、24時間365日及び巡回とありますが、運営業務ではなく、本事業で実施する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、原則機械警備とし、巡回は必要に応じて行ってください。なお、運営者が開催するイベント等で別途警備員が必要な場合は、運営者で配置します。
69	69	第3	9	(1)	業務の内容	舞台設備等の修繕、更新が必要となった場合、その原因が運営者にある場合（運営者による利用者の管理不備含む）の当該修繕、更新の費用負担は運営者と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	69	第3	10	(1)	業務の内容	() 書きにて、リースで調達した備品を含むとありますが、リースが可能な備品をご教示ください。	リース方式による調達が客観的な合理性があり、市に不利益を及ぼさないと認められる場合には、リース方式による調達を認めます。令和元年9月2日に公表した要求水準書（案）に対する質問への回答No. 69もご参照ください。
71	69	第3	9	(1)	業務の内容	修繕・更新についてですが、利用方法、利用頻度によって変動します。そのため、各施設の年間の利用者数（諸室の稼働率）の想定をご教授願います。	管理運営計画を策定中のため、具体的な提示はできかねます。既存施設の稼働率は「ふじみ野市公共施設白書」をご確認下さい。従来よりも稼働率が上がるものと捉えています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
72	69	第3	9	(3)	基本要件	「施設の運営に支障をきたさないよう、原則として各舞台設備の施工者により適切な定期点検を実施し…」との記載がありますが、あくまで原則であり維持管理企業において適切な定期点検が可能な場合は、維持管理企業による定期点検でも可として頂けないでしょうか、ご検討宜しくお願い致します。	他施設での舞台設備の保守点検実績を十分に有し、設備内容の理解不足や保守の不足、不備を要因とする故障等への責任をとることができ、休日や夜間に故障した場合の緊急連絡体制がとれることを条件に可とします。
73	69	第3	9	(3)	基本要件	原則として各舞台設備の施工者により適切な定期点検を実施し…とありますが、当該施工者とは、構成企業ではなく、構成企業である維持管理企業からの業務委託で良いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書に対する質問への回答No. 72もご参照ください。
74	70	第3	10	(3)①イ	備品の管理	利用者や運営者の故意、過失による備品の破損等による修繕、更新等の費用負担は、市または運営者と理解して宜しいでしょうか。	運営者及び利用者の事由による場合は、市の事由によるものに含まれます。 令和元年9月2日に公表した要求水準書（案）に対する質問への回答No. 70もご参照ください。
75	70	第3	11	(2)	業務の対象範囲	「修繕は、経常修繕及び計画修繕をいう」 「・・・修繕については、大小問わず事業者が行う業務に含める」とありますが、事業期間中の経常修繕に限らず、建築物、建築設備、舞台設備の大規模修繕、更新も対象業務に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76		資料3			ボーリングデータ	追加敷地のボーリングデータをご提示ください。	追加敷地のボーリングデータはありません。
77		資料8			事業者が設置する備品等一覧	質疑締切後、備品リストの開示や建物現地調査等で発生した質疑については受付をして頂くこと可能でしょうか。	要求水準書に対する質問への回答No. 1をご参照ください。
78	追加資料	資料2			測量図（西地域文化施設）	(1) 鮮明データ 測量図の数字が消えているように見受けられます。数字が入った鮮明データを提示願います。	鮮明データを提示します。
79	追加資料	資料2			測量図（東地域文化施設）	要項では東側隣接公園も整備範囲と伺っています。公園の測量図を提示願います。	「資料2 測量図（東地域文化施設）」ををご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
80	追加資料	資料2		測量図（西地域文化施設）（東地域文化施設）		西地域の追加敷地は、現地を拝見すると1m前後の高低差があるように見受けられます。西地域、東地域とも高低測量図を提示願います。	西地域の高低測量図はありませんが、詳細設計のために必要性を認めますので、大井中央公民館敷地及び新たに取得予定の追加敷地の高低差測量を実施し、11月中に図面を提示します。